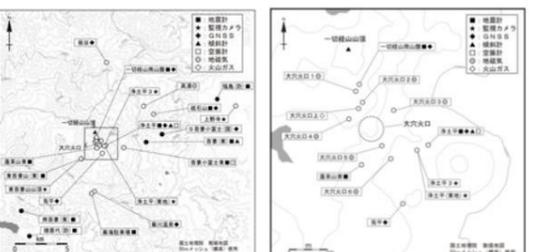
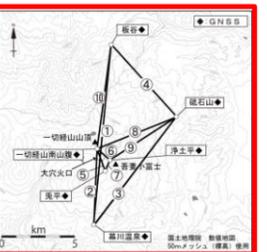
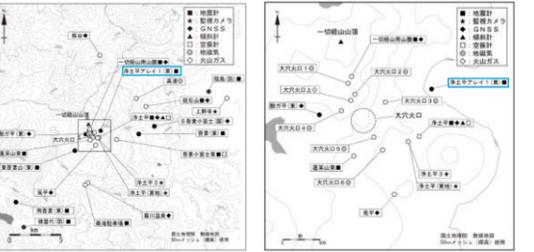


# 吾妻山の火山活動が活発化した 場合の避難計画

新旧対照表

吾妻山の火山活動が活発化した場合の避難計画 新旧対照表

項番号	修正前	修正後	修正理由
目次	2. 事前対策 2.3 避難のための事前対策 (2) 火口周辺規制、入山規制及び避難 <b>勧告</b> 等の発令 (3) 避難 <b>勧告</b> 等の伝達方法  4. 緊急フェーズ後の対応 4.3 避難 <b>勧告</b> ・指示等の解除	2. 事前対策 2.3 避難のための事前対策 (2) 火口周辺規制、入山規制及び避難 <b>指示</b> 等の発令 (3) 避難 <b>指示</b> 等の伝達方法  4. 緊急フェーズ後の対応 4.3 避難 <b>指示</b> 指示等の解除	避難勧告の廃止による
1.1 1p	(1) 計画の目的 吾妻山の火山活動が活発化し、大穴火口及び旧火口周辺_____で噴火した場合、浄土平地域を含む～(略)	(1) 計画の目的 吾妻山の火山活動が活発化し、大穴火口及び旧火口周辺 <u>(大穴火口と燕沢火口列)</u> で噴火した場合、浄土平地域を含む～(略)	吾妻山の噴火警戒レベルの表の表記に合わせる。
1.2 3p	(2) 監視観測体制等 ② 観測点配置図  図 1-1 吾妻山観測点配置図 (気象庁火山活動解説資料 <u>(R元.5)</u> より)  小さな白丸(○)は気象庁、小さな黒丸(●)は気象庁以外の機関の観測点位置を示しています。左図の四角囲みは右図の表示範囲を示しています。 (東地): 東北地方整備局 (国): 国土地理員 (東): 東北大学 (防): 防災科学技術研究所  図 1-2 吾妻山 GNSS 観測基線図 (気象庁火山活動解説資料 <u>(R元.5)</u> より)  小さな白丸(○)は気象庁の観測点位置を示しています。	(2) 監視観測体制等 ② 観測点配置図  図 1-1 吾妻山観測点配置図 (気象庁火山活動解説資料 <u>(R7.12)</u> より)  _____白丸(○)は気象庁、_____黒丸(●)は気象庁以外の機関の観測点位置を示しています。左図の四角囲みは右図の表示範囲を示しています。 (東地): 東北地方整備局 (国): 国土地理員 (東): 東北大学 (防): 防災科学技術研究所  図 1-2 吾妻山 GNSS 観測基線図 (気象庁火山活動解説資料 <u>(R7.12)</u> より)  _____白丸(○)は気象庁の観測点位置を示しています。  図 1-3 吾妻山 全磁力観測点配置図  ■ 全磁力観測点 (1~6) ● 全磁力繰り返し観測点 (①~⑫)	最新情報の反映
1.4 8p	(1) 火口周辺規制及び入山規制の範囲 本計画では吾妻山噴火警戒レベルに準じて、火口周辺規制は想定火口 <u>(大穴火口及び旧火口周辺)</u> _____から 1.5km、入山規制は想定火口から 4km とする。	(1) 火口周辺規制及び入山規制の範囲 本計画では吾妻山噴火警戒レベルに準じて、火口周辺規制は想定火口 <u>〔大穴火口及び旧火口周辺〕</u> <u>(大穴火口と燕沢火口列)</u> から 1.5km、入山規制は想定火口から 4km とする。	吾妻山の噴火警戒レベルの表の表記に合わせる。

吾妻山の火山活動が活発化した場合の避難計画 新旧対照表

項番号 修正前

修正後

修正理由

	<p><a href="#">図 1-3</a> 火口周辺規制及び入山規制の範囲</p> <p>(図 略)</p>	<p><a href="#">図 1-4</a> 火口周辺規制及び入山規制の範囲</p> <p>(図 略)</p>	<p>附番の適正化</p>																																			
<p>2.1 10p</p>	<p>(1) 県及び市町村の防災体制</p> <p>表 2-1 噴火警戒レベルに応じた防災体制 (福島県・山形県)</p> <table border="1" data-bbox="234 611 1282 999"> <thead> <tr> <th>噴火警戒レベル</th> <th>福島県</th> <th>山形県</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>(なし)</td> <td>通常体制</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>警戒配備</td> <td>災害対策連絡室</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>警戒配備～ 特別警戒配備</td> <td>災害対策連絡室</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>特別警戒配備～ 特別警戒本部</td> <td>災害対策本部</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>災害対策本部</td> <td>災害対策本部</td> </tr> </tbody> </table>	噴火警戒レベル	福島県	山形県	1	(なし)	通常体制	2	警戒配備	災害対策連絡室	3	警戒配備～ 特別警戒配備	災害対策連絡室	4	特別警戒配備～ 特別警戒本部	災害対策本部	5	災害対策本部	災害対策本部	<p>(1) 県及び市町村の防災体制</p> <p>表 2-1 噴火警戒レベルに応じた防災体制 (福島県・山形県)</p> <table border="1" data-bbox="1433 611 2481 1010"> <thead> <tr> <th>噴火警戒レベル</th> <th>福島県</th> <th>山形県</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>(なし)</td> <td>通常体制</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td rowspan="2">※警戒配備～ 特別警戒配備</td> <td>災害対策連絡室</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>災害対策連絡室</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>災害対策本部</td> <td>災害対策本部</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>災害対策本部</td> <td>災害対策本部</td> </tr> </tbody> </table> <p>※必要に応じて災害対策本部を設置</p>	噴火警戒レベル	福島県	山形県	1	(なし)	通常体制	2	※警戒配備～ 特別警戒配備	災害対策連絡室	3	災害対策連絡室	4	災害対策本部	災害対策本部	5	災害対策本部	災害対策本部	<p>配備基準の見直しによる (特別警戒配備及び災害対策本部設置の基準を前倒しとする)</p>
噴火警戒レベル	福島県	山形県																																				
1	(なし)	通常体制																																				
2	警戒配備	災害対策連絡室																																				
3	警戒配備～ 特別警戒配備	災害対策連絡室																																				
4	特別警戒配備～ 特別警戒本部	災害対策本部																																				
5	災害対策本部	災害対策本部																																				
噴火警戒レベル	福島県	山形県																																				
1	(なし)	通常体制																																				
2	※警戒配備～ 特別警戒配備	災害対策連絡室																																				
3		災害対策連絡室																																				
4	災害対策本部	災害対策本部																																				
5	災害対策本部	災害対策本部																																				
<p>2.1 14p</p>	<p>(4) 登山道・道路の規制対応</p> <p>① 火口周辺地域における登山道・道路の規制</p> <p>図 2-1 火口周辺地域における登山道・道路の規制等箇所</p> <p>《大穴火口・旧火口周辺 _____》</p> <p>(図 略)</p>	<p>(4) 登山道・道路の規制対応</p> <p>① 火口周辺地域における登山道・道路の規制</p> <p>図 2-1 火口周辺地域における登山道・道路の規制等箇所</p> <p>《大穴火口・旧火口周辺 <u>(大穴火口と燕沢火口列)</u>》</p> <p>(図 略)</p>	<p>吾妻山の噴火警戒レベルの表の表記に合わせる。</p>																																			

吾妻山の火山活動が活発化した場合の避難計画 新旧対照表

項番号 修正前

修正後

修正理由

<p>2.2 18p</p>	<p>(1) 火山に関する予報・警報・情報</p> <p>表 2-8 <u>収集する火山に関する情報</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>内容</th> <th>発信元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>噴火警報（居住地域）又は噴火警報</td> <td><u>仙台管区気象台が、</u>噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象）の発生やその拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表。「警戒が必要な範囲」に<u>居住地域が含まれる</u>場合は「噴火警報（居住地域）」、<u>含まれない</u>場合は「噴火警報（火口周辺）」として発表。 噴火警報（居住地域）は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置付けられる。</td> <td rowspan="5">仙台管区気象台</td> </tr> <tr> <td>噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報</td> <td><u>仙台管区気象台が、</u>噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象）の発生やその拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表。「警戒が必要な範囲」<u>が居住地域まで及ぶ</u>場合は「噴火警報（居住地域）」、<u>火口周辺に限られる</u>場合は「噴火警報（火口周辺）」として発表。 噴火警報（居住地域）は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置付けられる。</td> </tr> <tr> <td>噴火予報</td> <td><u>仙台管区気象台が、</u>予想される火山現象の状況が静穏である場合<u>その他火口周辺等においても影響を及ぼすおそれがない場合で、火山の状態の変化等を周知する必要があると認める場合に発表。</u></td> </tr> <tr> <td>噴火速報</td> <td>噴火の発生事実を迅速に発表する情報。登山者や周辺の住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動をとってもらうために発表。 <u>なお、以下のような場合には発表しない。</u> ・<u>普段から噴火している火山で、普段と同規模の噴火が発生した場合</u> ・<u>噴火の規模が小さく、噴火が発生した事実をすぐに確認できない場合</u></td> </tr> <tr> <td>火山の状況に関する解説情報</td> <td><u>火山性地震や微動回数、噴火等の状況や警戒事項を取りまとめたもので、定期的又は必要に応じて臨時に発表。臨時に発表する際は、火山活動の高まりが伝わるよう、臨時の発表であることを明示する。</u></td> </tr> <tr> <td>降灰予報（定時）</td> <td>噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（3時間ごと）に発表。 18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供。</td> </tr> <tr> <td>降灰予報（速報）</td> <td>噴火が発生した火山<sup>※1</sup>に対して、事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを抽出して、噴火発生後5～10分程度で発表。 噴火発生から1時間以内に予想される降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供。 ※1 降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表。降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予</td> </tr> </tbody> </table>	種類	内容	発信元	噴火警報（居住地域）又は噴火警報	<u>仙台管区気象台が、</u> 噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象）の発生やその拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表。「警戒が必要な範囲」に <u>居住地域が含まれる</u> 場合は「噴火警報（居住地域）」、 <u>含まれない</u> 場合は「噴火警報（火口周辺）」として発表。 噴火警報（居住地域）は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置付けられる。	仙台管区気象台	噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報	<u>仙台管区気象台が、</u> 噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象）の発生やその拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表。「警戒が必要な範囲」 <u>が居住地域まで及ぶ</u> 場合は「噴火警報（居住地域）」、 <u>火口周辺に限られる</u> 場合は「噴火警報（火口周辺）」として発表。 噴火警報（居住地域）は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置付けられる。	噴火予報	<u>仙台管区気象台が、</u> 予想される火山現象の状況が静穏である場合 <u>その他火口周辺等においても影響を及ぼすおそれがない場合で、火山の状態の変化等を周知する必要があると認める場合に発表。</u>	噴火速報	噴火の発生事実を迅速に発表する情報。登山者や周辺の住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動をとってもらうために発表。 <u>なお、以下のような場合には発表しない。</u> ・ <u>普段から噴火している火山で、普段と同規模の噴火が発生した場合</u> ・ <u>噴火の規模が小さく、噴火が発生した事実をすぐに確認できない場合</u>	火山の状況に関する解説情報	<u>火山性地震や微動回数、噴火等の状況や警戒事項を取りまとめたもので、定期的又は必要に応じて臨時に発表。臨時に発表する際は、火山活動の高まりが伝わるよう、臨時の発表であることを明示する。</u>	降灰予報（定時）	噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（3時間ごと）に発表。 18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供。	降灰予報（速報）	噴火が発生した火山 <sup>※1</sup> に対して、事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを抽出して、噴火発生後5～10分程度で発表。 噴火発生から1時間以内に予想される降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供。 ※1 降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表。降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予	<p>(1) 火山に関する予報・警報・情報</p> <p>表 2-8 <u>火山に関する予報・警報・情報</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>内容</th> <th>発信元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>噴火警報（居住地域）又は噴火警報</td> <td><u>仙台管区気象台が、</u>噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象）の発生やその拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表。「警戒が必要な範囲」<u>が居住地域まで及ぶ</u>場合は「噴火警報（居住地域）」、<u>火口周辺に限られる</u>場合は「噴火警報（火口周辺）」として発表。 噴火警報（居住地域）は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置付けられる。</td> <td rowspan="5">仙台管区気象台又は気象庁</td> </tr> <tr> <td>噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報</td> <td><u>仙台管区気象台が、</u>噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象）の発生やその拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表。「警戒が必要な範囲」<u>が居住地域まで及ぶ</u>場合は「噴火警報（居住地域）」、<u>火口周辺に限られる</u>場合は「噴火警報（火口周辺）」として発表。 噴火警報（居住地域）は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置付けられる。</td> </tr> <tr> <td>噴火予報</td> <td><u>仙台管区気象台が、</u>火山現象の状況が静穏である場合<u>、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表する。</u></td> </tr> <tr> <td>噴火速報</td> <td>噴火の発生事実を迅速に発表する情報。登山者や周辺の住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動をとってもらうために発表。 <u>以下の場合に発表する。</u> ・<u>噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合</u> ・<u>噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合（※）</u> ・<u>このほか、社会的に影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合</u> <u>（※）噴火の規模が確認できない場合は発表する。</u></td> </tr> <tr> <td>火山の状況に関する解説情報</td> <td><u>噴火警戒レベルの引き上げ基準に現状達していないが、今後の活動の推移によっては噴火警戒レベルを引き上げる可能性がある」と判断した場合、または判断に迷う場合に、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。</u> <u>現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合には、「火山の状況に関する解説情報」を発表する。</u></td> </tr> <tr> <td>降灰予報（定時）</td> <td>噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（3時間ごと）に発表。 18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供。</td> </tr> <tr> <td>降灰予報（速報）</td> <td>噴火が発生した火山<sup>※1</sup>に対して、事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを抽出して、噴火発生後5～10分程度で発表。 噴火発生から1時間以内に予想される降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供。 ※1 降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表。降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予</td> </tr> </tbody> </table>	種類	内容	発信元	噴火警報（居住地域）又は噴火警報	<u>仙台管区気象台が、</u> 噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象）の発生やその拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表。「警戒が必要な範囲」 <u>が居住地域まで及ぶ</u> 場合は「噴火警報（居住地域）」、 <u>火口周辺に限られる</u> 場合は「噴火警報（火口周辺）」として発表。 噴火警報（居住地域）は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置付けられる。	仙台管区気象台又は気象庁	噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報	<u>仙台管区気象台が、</u> 噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象）の発生やその拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表。「警戒が必要な範囲」 <u>が居住地域まで及ぶ</u> 場合は「噴火警報（居住地域）」、 <u>火口周辺に限られる</u> 場合は「噴火警報（火口周辺）」として発表。 噴火警報（居住地域）は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置付けられる。	噴火予報	<u>仙台管区気象台が、</u> 火山現象の状況が静穏である場合 <u>、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表する。</u>	噴火速報	噴火の発生事実を迅速に発表する情報。登山者や周辺の住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動をとってもらうために発表。 <u>以下の場合に発表する。</u> ・ <u>噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合</u> ・ <u>噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合（※）</u> ・ <u>このほか、社会的に影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合</u> <u>（※）噴火の規模が確認できない場合は発表する。</u>	火山の状況に関する解説情報	<u>噴火警戒レベルの引き上げ基準に現状達していないが、今後の活動の推移によっては噴火警戒レベルを引き上げる可能性がある」と判断した場合、または判断に迷う場合に、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。</u> <u>現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合には、「火山の状況に関する解説情報」を発表する。</u>	降灰予報（定時）	噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（3時間ごと）に発表。 18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供。	降灰予報（速報）	噴火が発生した火山 <sup>※1</sup> に対して、事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを抽出して、噴火発生後5～10分程度で発表。 噴火発生から1時間以内に予想される降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供。 ※1 降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表。降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予	<p>表現の適正化</p> <p>【参考資料】 ・気象庁ホームページ。「噴火警報・予報の説明」 <a href="https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kazan/volinfo.html">https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kazan/volinfo.html</a></p> <p>・気象庁ホームページ。「噴火速報の説明」 <a href="https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kazan/funkasokuho_toha.html">https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kazan/funkasokuho_toha.html</a></p> <p>・気象庁ホームページ。「『火山の状況に関する解説情報』の説明」 <a href="https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kazan/volinfokaisetsu/volinfokaisetsu.html">https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kazan/volinfokaisetsu/volinfokaisetsu.html</a></p> <p>・気象庁ホームページ。「降灰予報の説明」 <a href="https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kazan/qvaf/qvaf_guide.html">https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kazan/qvaf/qvaf_guide.html</a></p>
種類	内容	発信元																																					
噴火警報（居住地域）又は噴火警報	<u>仙台管区気象台が、</u> 噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象）の発生やその拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表。「警戒が必要な範囲」に <u>居住地域が含まれる</u> 場合は「噴火警報（居住地域）」、 <u>含まれない</u> 場合は「噴火警報（火口周辺）」として発表。 噴火警報（居住地域）は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置付けられる。	仙台管区気象台																																					
噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報	<u>仙台管区気象台が、</u> 噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象）の発生やその拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表。「警戒が必要な範囲」 <u>が居住地域まで及ぶ</u> 場合は「噴火警報（居住地域）」、 <u>火口周辺に限られる</u> 場合は「噴火警報（火口周辺）」として発表。 噴火警報（居住地域）は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置付けられる。																																						
噴火予報	<u>仙台管区気象台が、</u> 予想される火山現象の状況が静穏である場合 <u>その他火口周辺等においても影響を及ぼすおそれがない場合で、火山の状態の変化等を周知する必要があると認める場合に発表。</u>																																						
噴火速報	噴火の発生事実を迅速に発表する情報。登山者や周辺の住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動をとってもらうために発表。 <u>なお、以下のような場合には発表しない。</u> ・ <u>普段から噴火している火山で、普段と同規模の噴火が発生した場合</u> ・ <u>噴火の規模が小さく、噴火が発生した事実をすぐに確認できない場合</u>																																						
火山の状況に関する解説情報	<u>火山性地震や微動回数、噴火等の状況や警戒事項を取りまとめたもので、定期的又は必要に応じて臨時に発表。臨時に発表する際は、火山活動の高まりが伝わるよう、臨時の発表であることを明示する。</u>																																						
降灰予報（定時）	噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（3時間ごと）に発表。 18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供。																																						
降灰予報（速報）	噴火が発生した火山 <sup>※1</sup> に対して、事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを抽出して、噴火発生後5～10分程度で発表。 噴火発生から1時間以内に予想される降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供。 ※1 降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表。降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予																																						
種類	内容	発信元																																					
噴火警報（居住地域）又は噴火警報	<u>仙台管区気象台が、</u> 噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象）の発生やその拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表。「警戒が必要な範囲」 <u>が居住地域まで及ぶ</u> 場合は「噴火警報（居住地域）」、 <u>火口周辺に限られる</u> 場合は「噴火警報（火口周辺）」として発表。 噴火警報（居住地域）は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置付けられる。	仙台管区気象台又は気象庁																																					
噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報	<u>仙台管区気象台が、</u> 噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象）の発生やその拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表。「警戒が必要な範囲」 <u>が居住地域まで及ぶ</u> 場合は「噴火警報（居住地域）」、 <u>火口周辺に限られる</u> 場合は「噴火警報（火口周辺）」として発表。 噴火警報（居住地域）は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置付けられる。																																						
噴火予報	<u>仙台管区気象台が、</u> 火山現象の状況が静穏である場合 <u>、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表する。</u>																																						
噴火速報	噴火の発生事実を迅速に発表する情報。登山者や周辺の住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動をとってもらうために発表。 <u>以下の場合に発表する。</u> ・ <u>噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合</u> ・ <u>噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合（※）</u> ・ <u>このほか、社会的に影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合</u> <u>（※）噴火の規模が確認できない場合は発表する。</u>																																						
火山の状況に関する解説情報	<u>噴火警戒レベルの引き上げ基準に現状達していないが、今後の活動の推移によっては噴火警戒レベルを引き上げる可能性がある」と判断した場合、または判断に迷う場合に、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。</u> <u>現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合には、「火山の状況に関する解説情報」を発表する。</u>																																						
降灰予報（定時）	噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（3時間ごと）に発表。 18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供。																																						
降灰予報（速報）	噴火が発生した火山 <sup>※1</sup> に対して、事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを抽出して、噴火発生後5～10分程度で発表。 噴火発生から1時間以内に予想される降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供。 ※1 降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表。降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予																																						



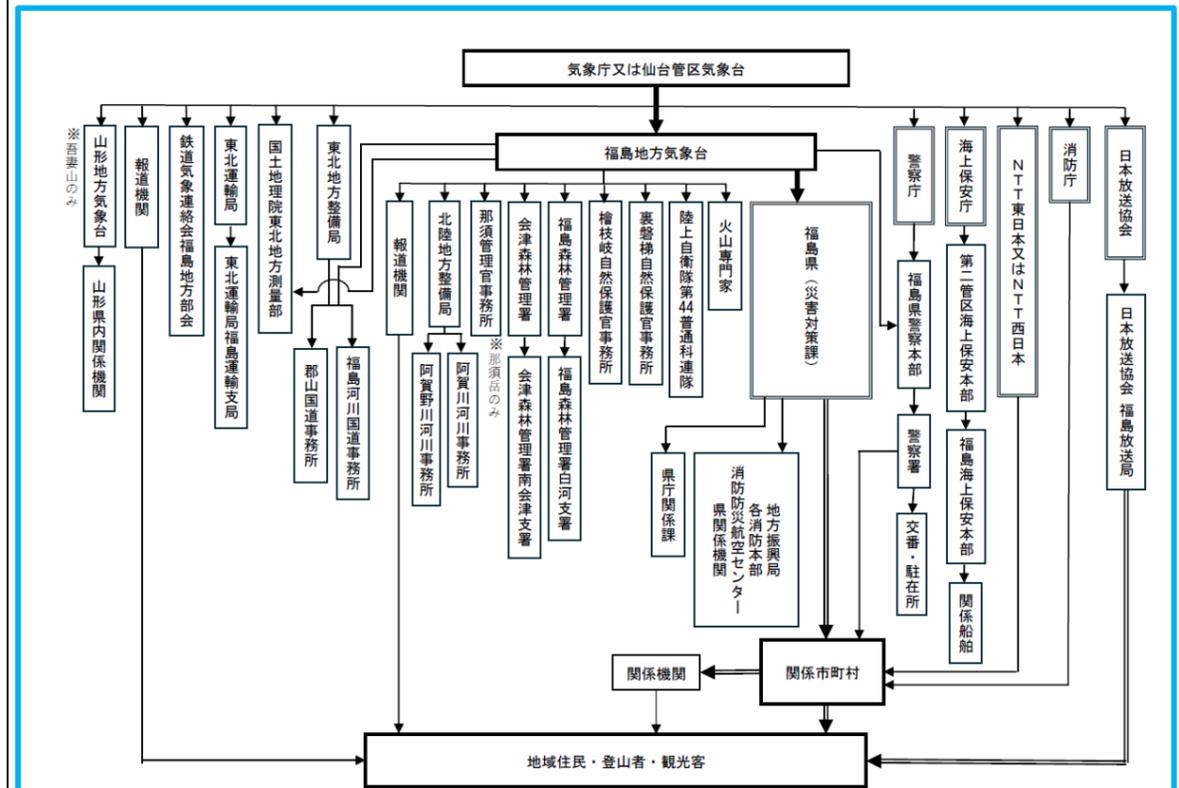
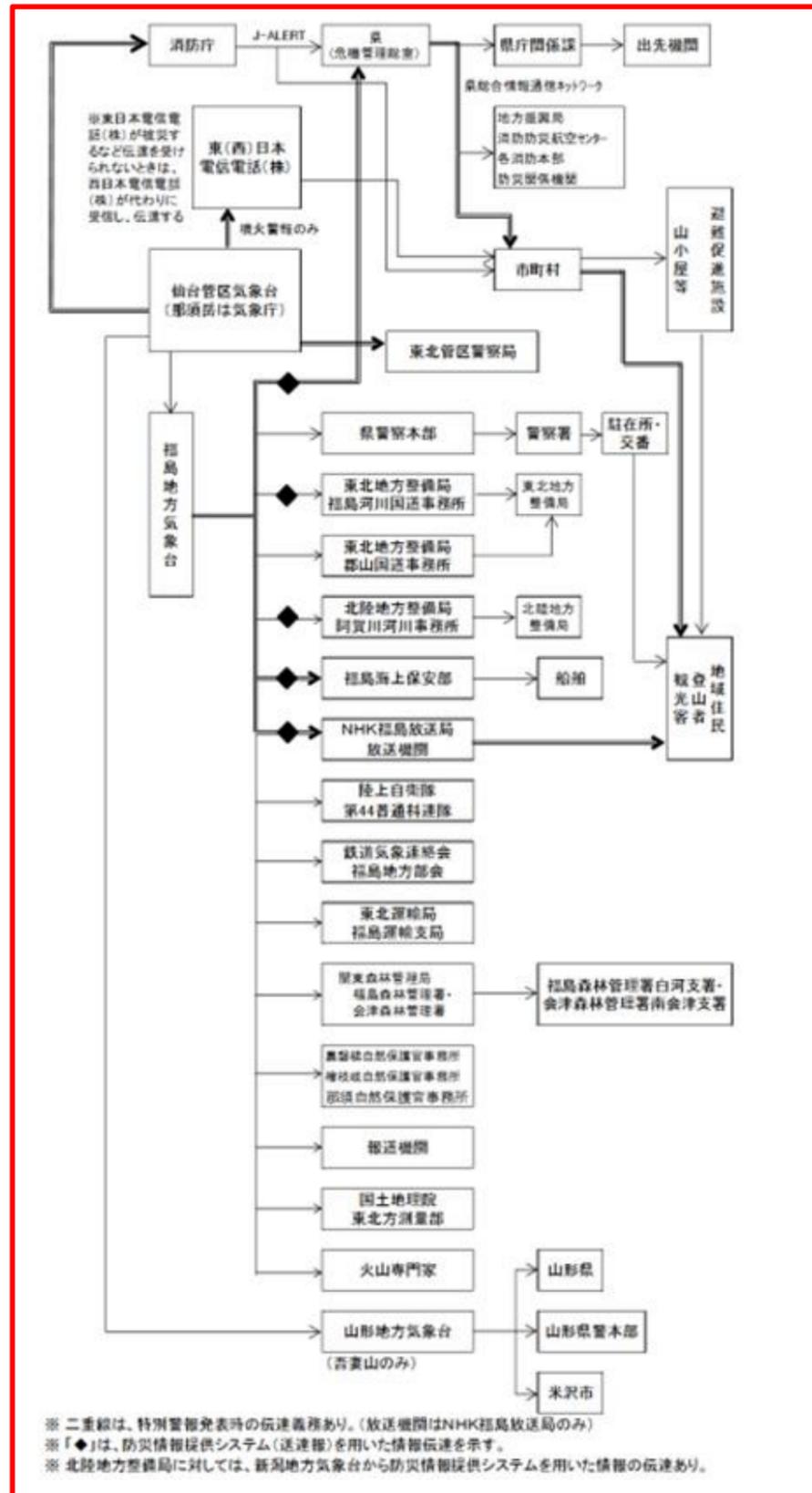
2.2  
20p

(2) 噴火警報等の伝達系統図

(2) 噴火警報等の伝達系統図

図 2-3 噴火警報等の伝達系統図 (福島県)

図 2-3 噴火警報等の伝達系統図 (福島県)



気象台の伝達系統の変更を反映

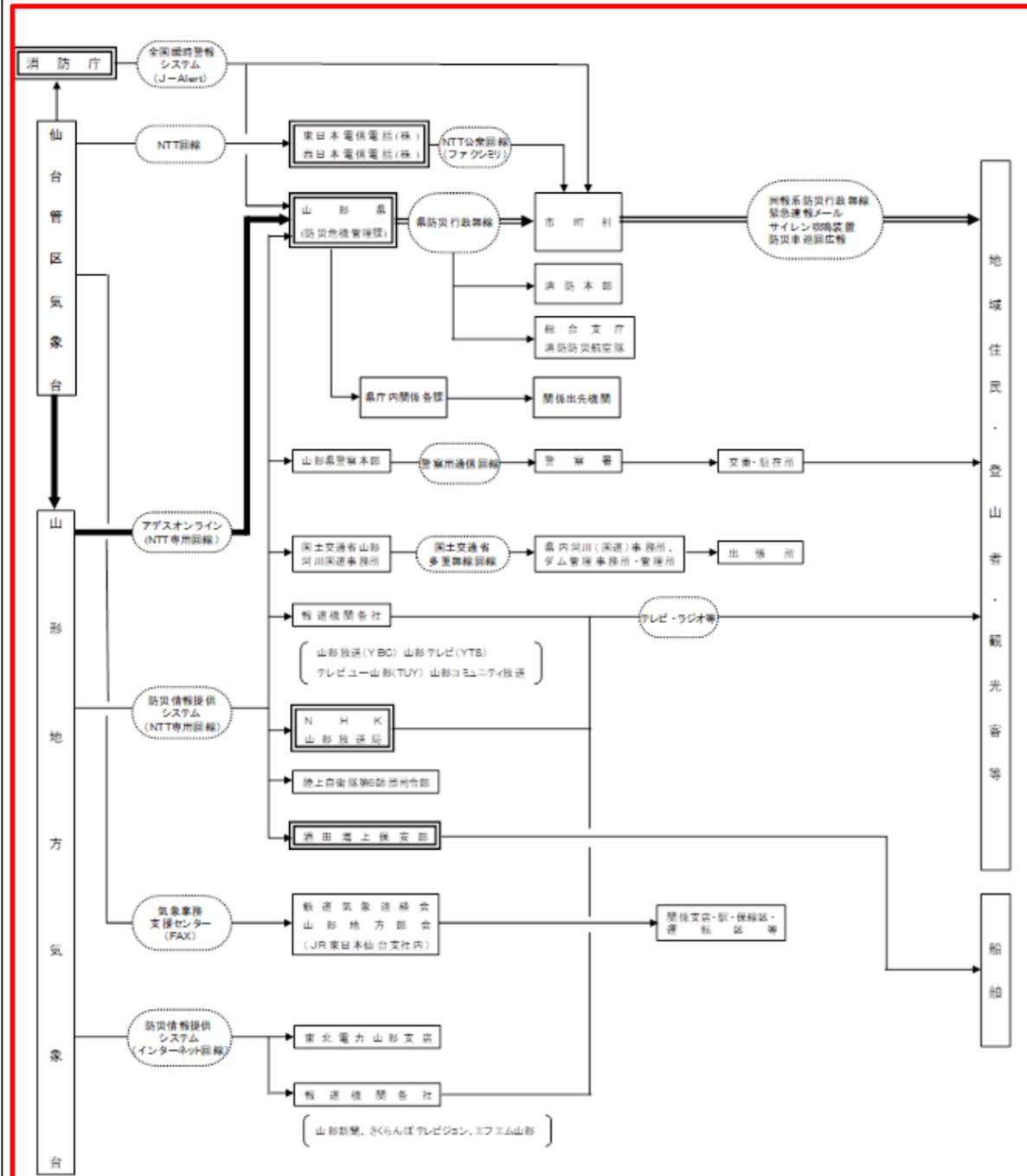
項番号 修正前

修正後

修正理由

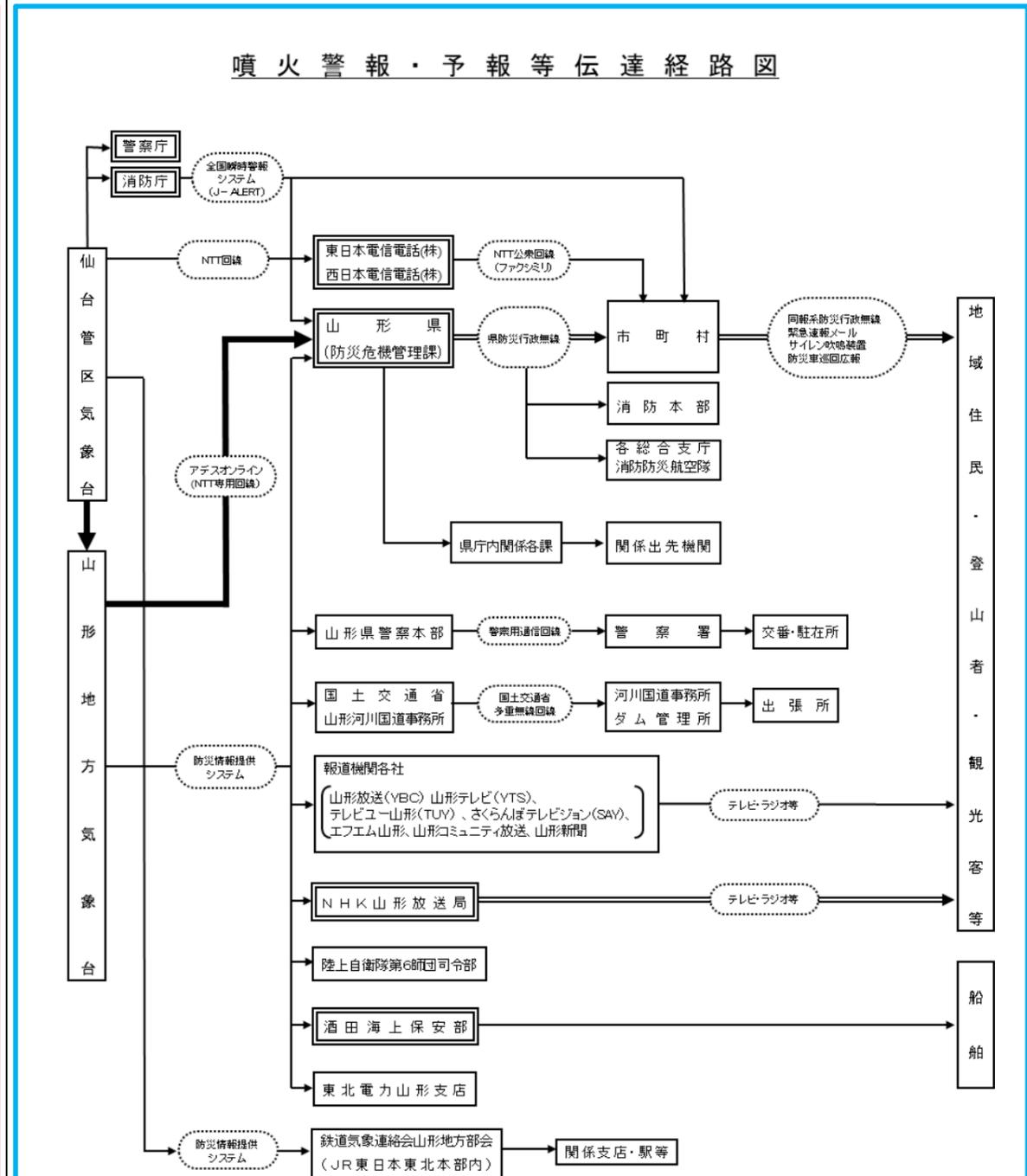
2.2  
21p

図 2-4 噴火警報等の伝達系統図 (山形県)



注) 二重線で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先。  
 注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2の規定に基づき火山現象特別警報の通知もしくは周知が義務づけられている伝達経路。  
 注) 太線及び二重線の経路は、火山現象警報、火山現象特別警報、火山の状況に関する解説情報(臨時の発表であることを明記したものに限り。)及び噴火速報が発表された際に、活動火山対策特別措置法第12条によって、通報又は要請等が義務づけられている伝達経路。

図 2-4 噴火警報等の伝達系統図 (山形県)



注) 二重線で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先。  
 注) 二重線の経路は気象業務法第15条の2の規定に基づき火山現象特別警報の通知もしくは周知が義務づけられている伝達経路。  
 注) 太線及び二重線の経路は、火山現象警報、火山現象特別警報、火山の状況に関する解説情報(臨時の発表であることを明記したものに限り。)及び噴火速報が発表された際に、活動火山対策特別措置法第12条によって、通報又は要請等が義務づけられている伝達経路。

地域防災家企画の変更を反映

吾妻山の火山活動が活発化した場合の避難計画 新旧対照表

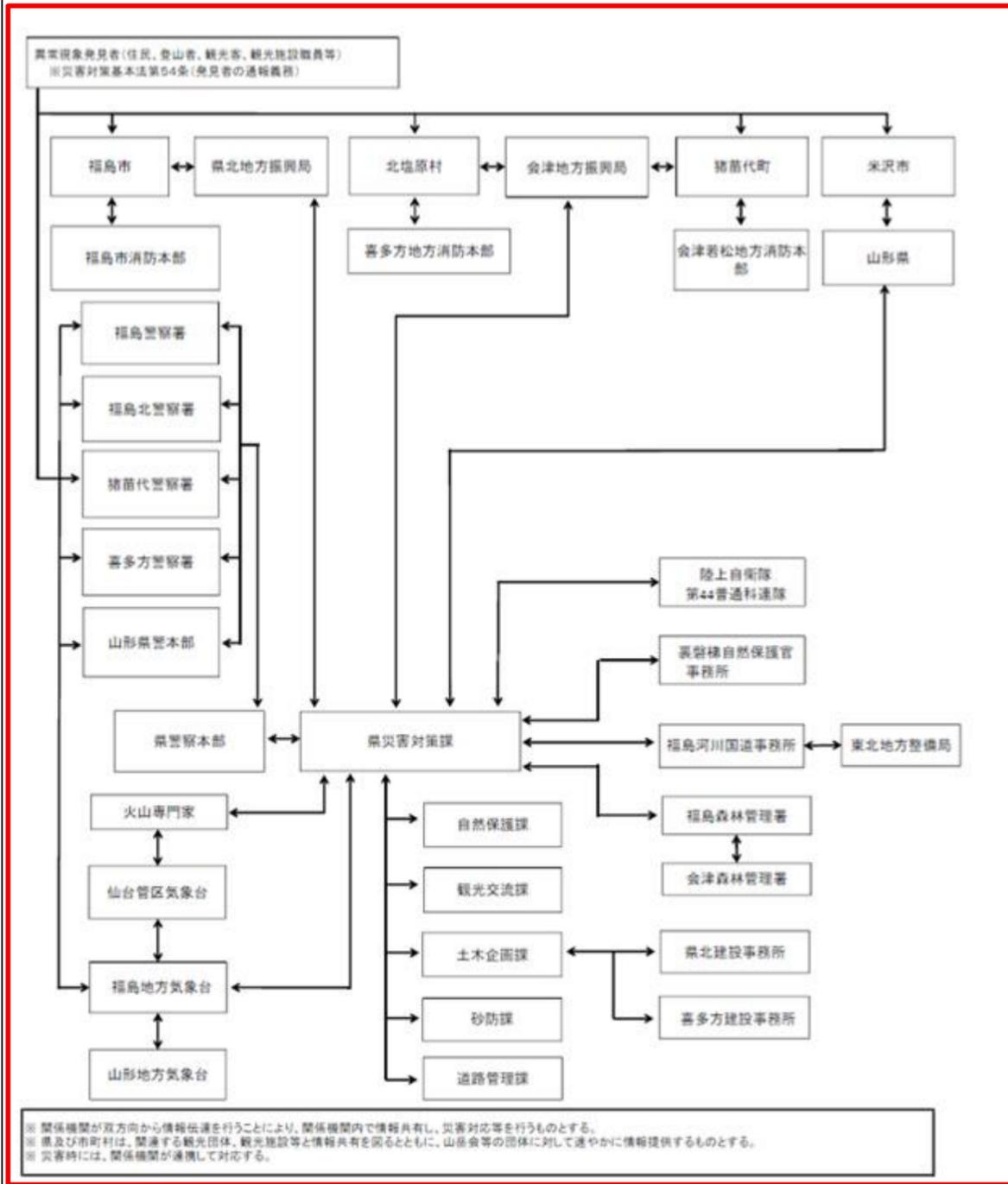
項番号 修正前

修正後

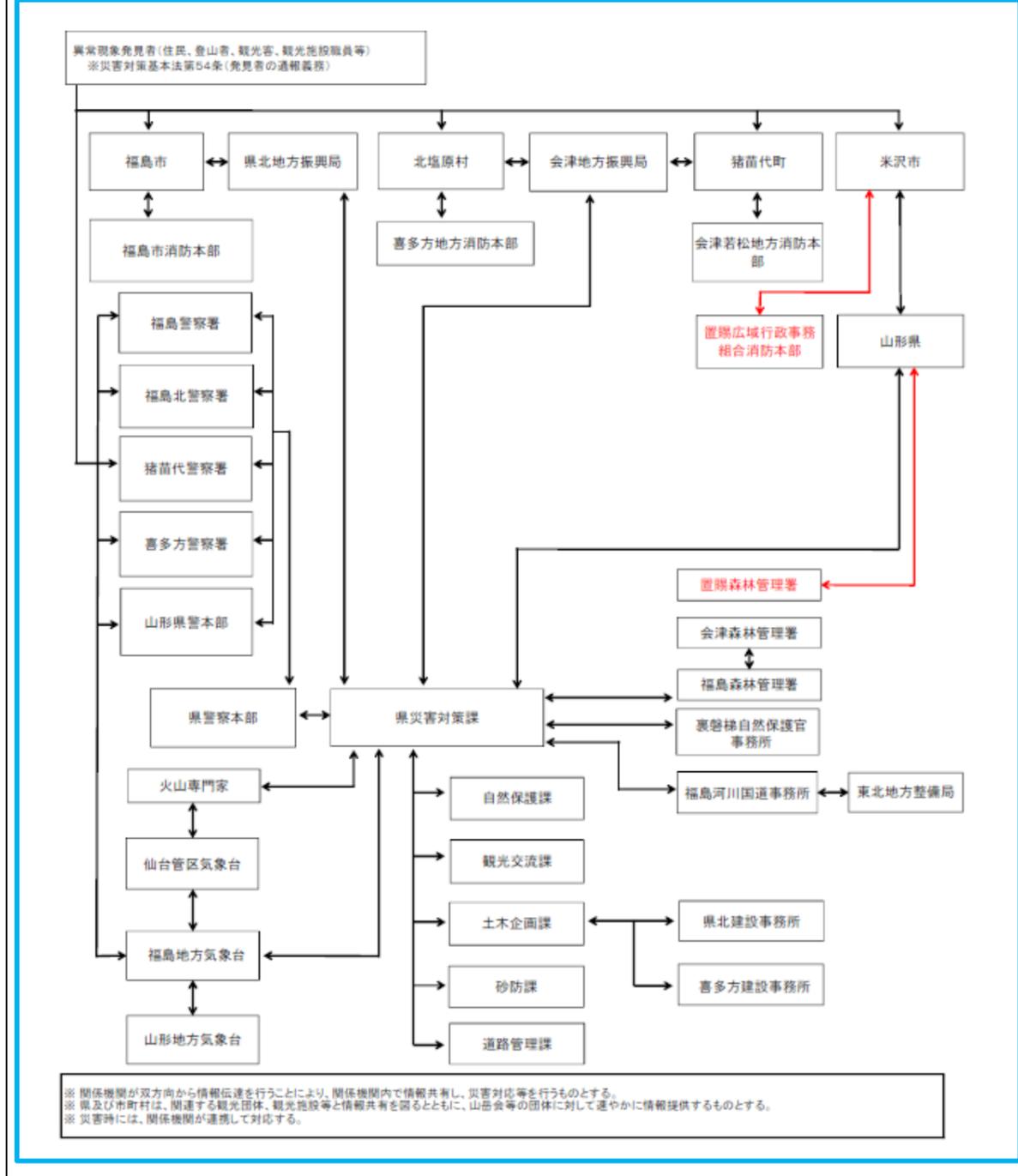
修正理由

2.2  
22p

(3) 火山異常現象発見の通報  
図 2-5 吾妻山情報連絡系統図 (福島県)



(3) 火山異常現象発見の通報  
図 2-5 吾妻山情報連絡系統図 (福島県)



吾妻山火山防災協議会構成機関である置賜森林管理署、置賜消防本部を追加



吾妻山の火山活動が活発化した場合の避難計画 新旧対照表

項番号 修正前

修正後

修正理由

37p	桜本	<u>十六沼公園</u>	福島市大笹生字狙板山341	491人	024-558-6151	上名倉飯坂伊達線(フルーツライン)～大笹生字座頭町交差点左折～笹谷中野線～十六沼公園	桜本	<u>十六沼公園体育館</u>	福島市大笹生字狙板山341	491人	024-558-6151	上名倉飯坂伊達線(フルーツライン)～大笹生字座頭町交差点左折～笹谷中野線～十六沼公園		
	泉	_____	_____	_____	_____	_____		泉	<u>市民センター</u>	<u>五郎内町3-1</u>	258人	<u>024-534-6631</u>		<u>福島飯坂線(飯坂街道)～森合ガード左折～福島テレビ前～NCVふくしまアリーナ交差点右折～附属小学校交差点左折～福島第二地方合同庁舎交差点右折</u>
		<u>市民会館</u>	<u>福島市霞町1-52</u>	<u>144人</u>	<u>024-535-0111</u>	<u>福島飯坂線(飯坂街道)～県道庭坂福島線交差点左折～陣場町～国道13号交差点直進～県庁通り交差点左折～新浜公園～附属小前交差点右折～霞町</u>			_____	_____	_____	_____		_____
		<u>中央学習センター</u>	<u>福島市松木町1-7</u>	<u>234人</u>	<u>024-534-6631</u>	<u>福島飯坂線(飯坂街道)～県道庭坂福島線交差点左折～陣場町～国道13号交差点直進～県庁通り交差点左折～新浜公園交差点右折～福島公会堂隣り</u>			_____	_____	_____	_____		_____
41p	渡利・小倉寺	<u>ヘルシーランド福島</u>	<u>福島市岡部字上川原26</u>	<u>191人</u>	<u>024-526-5600</u>	<u>県道岡部渡利線～あぶくまクリーンセンター隣り</u>	渡利・小倉寺	_____	_____	_____	_____	_____		
3.1 47p	3. 噴火時等の対応(緊急フェーズ)							3. 噴火時等の対応(緊急フェーズ)						火山の状況に関する解説情報(臨時)が発表された場合、異常現象の通報が入った場合の対応の追加
	_____							<p><u>3.1 異常現象の通報又は火山の状況に関する解説情報(臨時)が発表された場合の対応</u></p> <p><u>(1) 防災体制</u></p> <p><u>協議会の構成機関は、異常現象の通報又は火山の状況に関する解説情報(臨時)が発表された場合、必要な防災対応について協議を行い、対応にあたる。</u></p> <p><u>福島県、山形県及び関係市町村は、防災対応が必要と判断される場合、火口周辺規制等の必要な対応をとる。また、噴火警戒レベルが引き上げられた場合や噴火した場合に備え、火口周辺規制や登山者等の避難誘導、救助活動などの防災対応の準備を行うことも想定する。</u></p> <p><u>関係機関は、市町村等が説明会等を開催する場合は、連携し対応する。</u></p> <p><u>入山規制等を実施する場合は、現在の噴火警戒レベルより1段階上のレベルの対応を参照する。</u></p> <p><u>(2) 情報収集・伝達</u></p> <p><u>①福島県、山形県</u></p> <p><u>福島県、山形県は、気象庁から臨時の解説情報の発表等の連絡を受けた場合、関係機関に情報を伝達し共有する。住民、登山者等に対しても、関係市町村と連携し、異常現象が発生していることや臨時の解説情報の発表について周知し、今後の情報について注目するように促す。</u></p> <p><u>②市町村(福島市、米沢市、猪苗代町、北塩原村)</u></p> <p><u>各市町村は、気象庁から臨時の解説情報の発表等を受けた場合、関係機関に情報を伝達し情報共有を図るとともに、ホームページ、メール、防災行政無線、ラジオ等報道機関の活用等により、住民、登山者等に対して、異常現象が発生していることや臨時の解説情報の発表について伝達し、今後の情報について注目するよう促す。</u></p> <p><u>また、必要に応じて、協議会と連携し、住民、登山者等への合同説明会を開催する。福島</u></p>						

